

第1章 策定にあたって

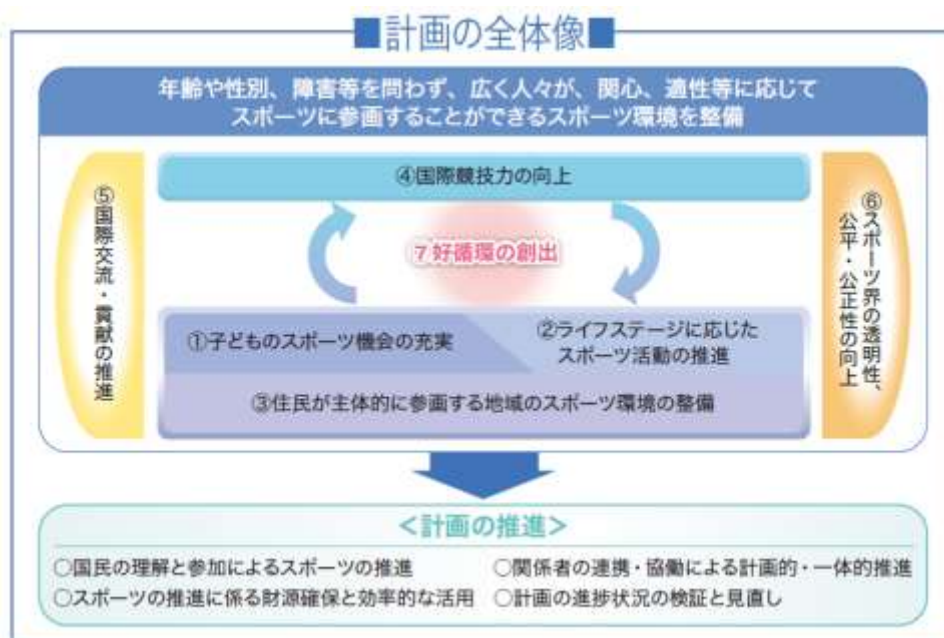
1-1 策定の背景と目的

平成23年6月にスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が策定されました。その中で、都道府県及び市町村の教育委員会が、スポーツ基本法を参考にして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されています。

国は、この規定に基づき、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定しました。

本町では、平成18年度から27年度までを計画期間とする「東浦町生涯スポーツ振興計画」を策定し、行政、地域、家庭、学校、スポーツ団体等、様々な立場の人々がともに力を合わせて、健康で心豊かな生活をともに送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、取り組んできました。このスポーツ振興計画は、平成27年度に計画期間が満了となり、また、第5次東浦町総合計画（2011年度～2020年度）の中においても、よりよい生涯スポーツ社会の実現を目指した推進施策を位置づけ、その実現に向け取り組んできました。

このような背景を踏まえ、本計画は、町民がスポーツや運動、レクリエーション活動を日常生活の中に取り入れることにより、心と体の健康の保持増進を図り、明るく豊かな町づくりのために必要な施策及びその進め方を示すものです。これまでのスポーツ推進の取組を継続・充実させるとともに、町民一人ひとりがそれぞれのライフステージや興味関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、「活力ある生涯スポーツの町ひがしうら」を実現することを目的として、「東浦町生涯スポーツ振興計画」を策定します。



出典：スポーツ基本計画リーフレット（文部科学省）2012年5月

1-2 計画の位置づけと推進計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」、ならびに県の「愛知県スポーツ推進計画（いきいきあいち スポーツプラン）」を参考に、本町の実情に即したスポーツの推進に関する理念や方向性を明らかにするとともに、これまでのスポーツ推進の取組や、既存のスポーツ施設を有効活用した取組、スポーツ推進を担う人材や組織との連携・協働による取組を総合的かつ体系的に推進していくための指針となるものです。

また、町の上位計画である「第5次東浦町総合計画」やその他の関連計画と連携し、総合的かつ体系的に町民のスポーツ活動を推進します。

対象とするスポーツの範囲

本計画では、「スポーツ」を、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技だけでなく、ジョギングやウォーキング、健康体操などの比較的軽い運動、さらに野外活動やレクリエーション、健康体づくりのための活動など、目的意識をもった身体活動全般を広く「スポーツ」としてとらえています。

(2) 計画の推進期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画とします。ただし、5 年目の平成 32 年度を中間見直しの年とします。

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
国スポーツ基本計画	H24 年度より									
		→								
愛知県いきいきあいちスポーツプラン	H25 年度より									
		→								
第5次東浦町総合計画	H23 年度より									
		→								
東浦町生涯スポーツ振興計画	H18 年度より									
		→								
			新計画作成					中間見直し		H37 年度まで

1-3 計画策定の視点

(1) スポーツ推進の意義

●健康増進、介護予防のためのスポーツ

継続的に行う軽い運動は、生活習慣病の予防や身体機能の維持、増進のために効果があります。特に近年、「健康寿命」という考え方が重視されるようになり、介護予防の取組が広まりつつあります。子どもから高齢者まで、障がいのある方も含めて、能力に応じたスポーツを行うことで、町民全体の健康増進につながり、医療費の削減なども期待されます。

●子どもの心身の成長を促すスポーツ

子どもの頃にスポーツに取り組むことは、子どもの体づくりに加え、集団行動やルールに従って行動する意識、集中力やコミュニケーション能力の向上など、心身の成長において大きな意味を持ちます。また、子どもの頃にスポーツが好きになると、大人になっても機会があればスポーツをしようとする傾向があるとされており、子どものうちにスポーツの楽しさを体感できる機会を持つことが重要です。

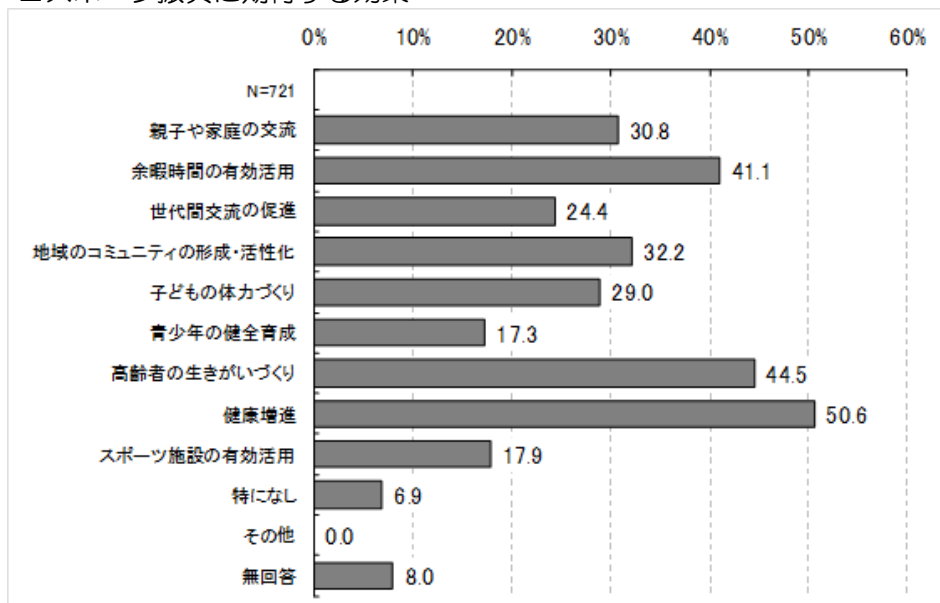
●生きがいを育むスポーツ

スポーツは、上達することの楽しみや仲間と一緒にやる楽しみ、上手くいった時の達成感など、様々な楽しみ方ができます。日常的な気晴らしやストレス解消、生きがいの創出など、精神的な効果が期待できます。また、「する」スポーツだけでなく、「みる」「支える」といった様々な関わり方があり、あらためてスポーツを身近なものとしてとらえなおすことも重要です。

●地域の絆を支えるスポーツ

スポーツは、集団で力を合わせたり、競い合ったりすることで、人と人とのコミュニケーションを生み出すものです。「スポーツ基本法」にも「スポーツは世界共通の人類の文化」とあるように、オリンピックやワールドカップなど、国際的な交流もスポーツの力で行われています。スポーツを行う人が増え、イベントや教室に参加することは、地域内の交流を生み出し、コミュニティを活性化させることにも効果があります。

■スポーツ振興に期待する効果



資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)